

## 議第59号

文教・警察常任委員会資料  
平成25年(2013年)3月11日  
教育委員会事務局スポーツ健康課

「滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案」について

## 1 廃止の理由

滋賀県立比良山岳センターを、大津市へ移管するため、滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第22号)を廃止しようとするものです。

## 2 概要

(1) 滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例を廃止することとします。

(2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

## 3 その他

## (1) 施設の概要

○設置目的 県民の心身の健全な発達と登山その他の野外活動の普及振興を図る。

○設置年月 昭和56年3月31日

○所在地 大津市北小松

○建物 <宿泊棟>

鉄骨造平屋 延床面積 505.24 m<sup>2</sup>

<人工登はん壁>

鉄筋コンクリート造 延床面積 212.32 m<sup>2</sup>

○土地 2,522.5 m<sup>2</sup> (樹下神社の土地を大津市から無償転貸借)

○年間延利用者数 2,234名 (平成23年度)

<宿泊棟> 940名

<人工登はん壁> 1,294名

## (2) 移管予定日

平成25年4月1日